

改正案	現行
<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第一章 総則</p>	<p>第一章 同上</p>
<p>第一節 通則（第一条・第一条の二）</p>	<p>第一節 同上</p>
<p>第二節 期間及び期限（第一条の三 第一条の五）</p>	<p>第二節 同上</p>
<p>第一章の二 関税の確定、納付、徴収及び還付（第二条 第十一条）</p>	<p>第一章の二 同上</p>
<p>第二章 船舶及び航空機（第十二条 第二十三条）</p>	<p>第二章 同上</p>
<p>第三章 保税地域</p>	<p>第三章 同上</p>
<p>第一節 総則（第二十四条 第三十条）</p>	<p>第一節 同上</p>
<p>第二節 指定保税地域（第三十条の二 第三十四条の二）</p>	<p>第二節 同上</p>
<p>第三節 保税蔵置場（第三十五条 第四十四条）</p>	<p>第三節 同上</p>
<p>第四節 保税工場（第四十五条 第五十一条）</p>	<p>第四節 同上</p>
<p>第五節 保税展示場（第五十一条の二 第五十一条の八）</p>	<p>第五節 同上</p>
<p>第六節 総合保税地域（第五十一条の九 第五十一条の十五）</p>	<p>第六節 同上</p>
<p>第四章 運送（第五十二条 第五十七条）</p>	<p>第四章 同上</p>
<p>第五章 通関</p>	<p>第五章 同上</p>
<p>第一節 総則（第五十八条 第五十九条の三）</p>	<p>第一節 同上</p>
<p>第二節 輸出申告の特例（第五十九条の四 第五十九条の十二）</p>	<p>第二節 同上</p>
<p>第三節 提出書類及び検査手続（第六十条 第六十二条）</p>	<p>第三節 同上</p>
<p>第四節 輸出又は輸入をしてはならない貨物</p>	<p>第四節 同上</p>
<p>第一款 輸出してはならない貨物（第六十二条の二 第六十二条の十五）</p>	<p>第一款 輸出してはならない貨物（第六十二条の二 第六十二条の十）</p>
<p>第二款 輸入してはならない貨物（第六十二条の十六 第六十二条の三十二）</p>	<p>第二款 輸入してはならない貨物（第六十二条の十一 第六十二条の二十七）</p>

第三款 専門委員（第六十二条の三十三）

第五節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等（第六十二条の三十四 第六十四条

条の二）

第六節 外国貨物の積戻し（第六十五条）

第七節 郵便物に関する特則（第六十六条 第六十八条）

第六章 収容及び留置（第六十九条 第八十一条）

第七章 関税等不服審査会（第八十二条）

第八章 雑則（第八十三条 第九十四条の二）

第九章 犯則事件の調査及び処分（第九十五条 第一百三条）

附則

（正当な理由があると認められる事実に基づく税額の計算）

第九条の二 法第十二条の二第三項（過少申告加算税）（法第十二条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事実のみに基づいて修正申告又は更正がされたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）

第九条の三 法第十二条の三第五項（無申告加算税）に規定する期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第十二条の三第五項に規定する期限後特例申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、同条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合であつて、同条第五項の

第三款 専門委員（第六十二条の二十八）

第五節 輸入の許可及び輸入貨物の引取り等（第六十二条の二十九 第六十四

条の二）

第六節 同上

第七節 同上

第六章 同上

第七章 同上

第八章 同上

第九章 同上

附則

（正当な理由があると認められる事実に基づく税額の計算）

第九条の二 法第十二条の二第三項（過少申告加算税）（法第十二条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事実のみに基づいて修正申告又は更正がされたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税の納付）の規定により納付すべき税額とする。

規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する期限後特例申告書に係る納付すべき税額の全額が法第十二条第八項第一号（延滞税）に掲げる提出期限（当該期限後特例申告書に係る納付について、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第四条第一項（口座振替納付に係る納付書の送付等）に規定する依頼を税関長が受けていた場合には、当該期限後特例申告書を提出した日）までに納付されていた場合

（加重された過少申告加算税等が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税等）

第九条の四 法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により過少申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第十二条の二第二項（過少申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

2 法第十二条の四第二項の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の三第二項（無申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

（重加算税を課さない部分の税額の計算）

第九条の五 法第十二条の四第一項（重加算税）に規定する隠べいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、

（加重された過少申告加算税が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税）

第九条の三 同上

（重加算税を課さない部分の税額の計算）

第九条の四 同上

過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

2 法第十二条の四第二項に規定する隠へいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて法第十二条の三第一項各号（無申告加算税）のいずれかに該当することとなつたものとした場合における同項各号に規定する申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

（関税が過誤納となつた日）

第九条の六 法第十三条第二項第三号（還付及び充当）に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が当該過誤納金に係る関税（滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）の法定納期限（法第十二条第八項（延滞税）に規定する法定納期限をいう。以下この条において同じ。）前である場合には、当該法定納期限）とする。

一 法第七条第一項（申告）の申告又は法第七条の十四第一項（修正申告）の修正申告により納付すべき税額が確定した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金でその納付すべき税額を減少させる更正（法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に基づく更正を除く。）により生じたもの その更正があつた日

二 法第十三条第二項第三号に掲げる過誤納金のうち、前号に掲げる過納金以外のものでその納付があつた日

（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）

第五十九条の三 法第六十七条の二第一項ただし書（輸出申告又は輸入申告の時期

2 同上

（還付加算金）

第九条の五 法第十三条第二項第三号（還付加算金）に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる過誤納金の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が当該過誤納金に係る関税（滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）の法定納期限前である場合には、当該法定納期限）とする。

一 法第七条第一項（納税申告）の申告又は法第七条の十四第一項（修正申告）の修正申告により納付すべき税額が確定した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金でその納付すべき税額を減少させる更正（法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求に基づく更正を除く。）により生じたもの その更正があつた日

二 同上

（輸出申告又は輸入申告の時期の特例）

第五十九条の三 法第六十七条の二第一項ただし書（輸出申告又は輸入申告の時期

<p>の特例)の規定により、貨物を保税地域等(保税地域又は同項に規定する税関長が指定した場所をいう。以下この項において同じ。)に入れないで輸出申告又は輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 これらの申告に係る貨物を他の貨物と混載することなく外国貿易船に積み込んだ状態で法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査及び許可を受けようとする場合(当該貨物の性質、形状及び積付けの状況が同条の検査を行なうのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に入れることが不相当と認められる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>二 これらの申告に係る貨物の外国貿易船に対する積卸しの際、当該貨物を他の貨物と混載することなくはしけ又はこれに類する船舶に積み込み、その状態で法第六十七条の検査及び許可を受けようとする場合</p> <p>三 輸入申告を電子情報処理組織(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して行う場合(当該輸入申告に係る輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要があり、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合に限る。)</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、貨物を保税地域等に入れる前にこれらの申告をすることにつきやむを得ない事情があると認められる場合</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする貨物について次の各号に掲げる事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。ただし、税関長は、当該各号に掲げる事項の記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。</p> <p>一 貨物の記号、番号、品名及び数量</p> <p>二 前項第一号又は第二号に掲げる場合にあつては、船舶又ははしけの名称及び係留場所並びに船舶又ははしけにおける貨物の積付けの状況</p> <p>三 当該承認を受けようとする理由</p>	<p>の特例)の規定により、貨物を保税地域等(保税地域又は同項に規定する税関長が指定した場所をいう。以下この項において同じ。)に入れないで輸出申告又は輸入申告をすることにつき税関長の承認を受けることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 輸入申告を電子情報処理組織(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して行う場合(当該輸入申告に係る輸入貨物が本邦に迅速に引き取られる必要があり、かつ、当該輸入貨物の性質その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認められる場合に限る。)</p> <p>四 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 同上</p> <p>三 同上</p>
---	---

四 その他参考となるべき事項

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の二 税関長は、法第六十九条の第三項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条において「認定手続」という。)

(においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十二条の第十二項及び第六十二条の十三において「疑義貨物」という。)(に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第六十九条の第三項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の第十二項において同じ。)(及び当該疑義貨物を輸出しようとする者(以下この条において「輸出者」という。)(に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の第二項第三号又は第四号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。)

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者(次項及び第四項第二号において「権利者」と総称する。)(又は輸出者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。)

3 法第六十九条の第三項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 疑義貨物の品名
- 二 輸出者及び疑義貨物の仕向人の氏名又は名称及び住所
- 三 疑義貨物(法第六十九条の第二項第三号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)(に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権(次条において「権利」と総称する。)(の内容

四 疑義貨物(法第六十九条の第二項第四号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。)(の内容

四 同上

(輸出してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の二 税関長は、法第六十九条の第三項(輸出してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条において「認定手続」という。)

(においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条及び第六十二条の第十項において「疑義貨物」という。)(に係る育成者権者及び当該疑義貨物を輸出しようとする者(以下この条において「輸出者」という。)(に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の第二項第三号(輸出してはならない貨物)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。)

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る育成者権者又は輸出者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。)

3 法第六十九条の第三項及び第二項の規定による育成者権者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 同上
- 二 同上
- 三 疑義貨物に係る育成者権の内容

るものに限る。) に係る商品等表示又は商品の形態 (不正競争防止法 (平成五年法律第四十七号) 第二条第一項第一号から第三号まで (定義) に規定する商品等表示又は商品の形態であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。)

次条第二号において同じ。) の内容

五 認定手続を執る理由

六 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べることができ旨並びにその期限

七 法第六十九条の四第一項 (輸出してはならない貨物に係る申立て手続等) の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

八 その他参考となるべき事項

4 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による輸出者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸出申告の年月日 (疑義貨物が郵便物の場合にあつては、法第七十六条第三項 (郵便物の輸出入の簡易手続) の規定による通知がされた年月日)

二 権利者の氏名又は名称及び住所

三 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限

四 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨

五 法第六十九条の四第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、当該申立てをした者又は輸

四 同上

五 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限

六 同上

七 同上

4 法第六十九条の三第一項及び第二項の規定による輸出者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 同上

二 育成者権者の氏名又は名称及び住所

三 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限

四 疑義貨物が法第六十九条の二第一項第三号に掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨

五 同上

出者（法第四十条第一項（法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸出者を除く。）は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六 前項第三号から第五号まで及び第八号に掲げる事項

5 法第六十九条の三第三項の規定による通知は、書面で行わなければならない。

（輸出してはならない貨物に係る申立て手続）

第六十二条の三 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 自己の権利の内容（法第六十九条の二第一項第三号（輸出してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

二 商品等表示又は商品の形態の内容（法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）

三 自己の権利又は営業上の利益（法第六十九条の二第一項第四号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号において同じ。）を侵害すると認める貨物の品名

四 前号の貨物が自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める理由

五 法第六十九条の四第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）

六 その他参考となるべき事項

（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）

第六十二条の四 法第六十九条の四第四項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行おうとする者は、第六十二条の二第三項第六号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同

六 前項第三号、第四号及び第七号に掲げる事項

5 同上

（輸出してはならない貨物に係る申立て手続）

第六十二条の三 法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。

一 自己の育成者権の内容

二 自己の育成者権を侵害すると認める貨物の品名

三 前号の貨物が自己の育成者権を侵害すると認める理由

四 同上

五 同上

（輸出してはならない貨物に係る点検の機会の付与）

第六十二条の四 法第六十九条の四第四項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行おうとする者は、第六十二条の二第三項第五号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同

条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)

第六十二条の十 法第六十九条の七第一項(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定による求め(以下この条及び次条第一項において「意見照会請求」という。)をしよとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしよとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしよとする者が同項に規定する輸出者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

- 一 法第六十九条の七第一項に規定する通知日
- 二 法第六十九条の七第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨
- 三 意見照会請求をする旨及びその理由
- 四 その他参考となるべき事項

(輸出してはならない貨物に係る特許庁長官への意見の求めの手續)

第六十二条の十一 税関長は、法第六十九条の七第二項(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許

条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。

庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の七第一項に規定する輸出者である場合 当該輸出者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 税関長は、法第六十九条の七第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認料する物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となすべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

3 税関長は、法第六十九条の七第二項又は第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸出者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求めの手續等)

第六十二条の十二 税関長は、法第六十九条の八第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣又は

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求めの手續等)

第六十二条の十 税関長は、法第六十九条の七第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣への意見の求め)の規定により農林水産大臣に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣が意見を述べるに際し参考

経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、農林水産大臣又は経済産業大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、法第六十九条の八第二項の規定により意見を述べるため必要な場合には、同条第三項に規定する育成者権者若しくは不正競争差止請求権者、当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者その他の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。この場合において、必要な手続その他の事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求めの手続)
続)

第六十二条の十三 税関長は、法第六十九条の九(輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求めの手続)

第六十二条の十四 法第六十九条の十第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求め(第四号において「認定手続取りやめ請求」という。)をしよつとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 法第六十九条の十第二項の規定により通知を受けた法第六十九条の七第一項(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)に規定する通知日

二 法第六十九条の七第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 法第六十九条の七第六項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日

となるべき資料を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、法第六十九条の七第二項の規定により意見を述べるため必要な場合には、同条第三項に規定する育成者権者、当該認定手続に係る貨物を輸出しようとする者その他の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。この場合において、必要な手続その他の事項は、農林水産省令で定める。

- 四 認定手続取りやめ請求をする旨
五 その他参考となるべき事項

(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)

第六十二条の十五 第六十二条の六及び第六十二条の七の規定は法第六十九条の第一項(輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求めをしようとする者で同条第三項の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の八の規定は法第六十九条の第十七項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の九第一項の規定は法第六十九条の第十項第二号の承認を受けようとする者について、第六十二条の九第二項の規定は法第六十九条の第十項第三号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の六第一項並びに第六十二条の七第一項、第二項及び第四項	申立人	請求者
第六十二条の六第一項	法第六十九条の六第三項	法第六十九条の第十項
第六十二条の六第二項	を輸出しようとする者	に係る法第六十九条の第四項第一項(輸出してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをした特許権者等(法第六十九条の七第一項(輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)に規定す

	第六十二条の七第一項及び第二項	法第六十九条の第六第五項	法第六十九条の第十第六項	の特許権者等をいう。次条及び第六十二条の八において同じ。）
	第六十二条の七第一項第一号及び第四項	法第六十九条の第六第一項	法第六十九条の第十第三項	
	第六十二条の七第一項第一号及び第四項並びに第六十二条の八第一項及び第二項	輸出者	特許権者等	
	第六十二条の七第三項	を輸出しようとする者	に係る法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした特許権者等	
第六十二条の九第一項	同条第五項		法第六十九条の第十第六項	

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

第六十二条の十六 税関長は、法第六十九条の十二第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の二十四第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十九第一項並びに第六十二条の三十において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の二十九第二項において同じ。）

（輸入してはならない貨物に係る認定手続）

第六十二条の十一 税関長は、法第六十九条の九第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）に規定する認定手続（以下この条において「認定手続」という。）においては、当該認定手続が執られた貨物（以下この条、第六十二条の十九第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十四第一項並びに第六十二条の二十五において「疑義貨物」という。）に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（法第六十九条の九第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。次項、第三項第四号及び第六十二条の二十四第二項において同じ。）及

（及び当該疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。））に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の十二第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者（次項及び第四項第二号において「権利者」と総称する。）又は輸入者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 疑義貨物の品名
- 二 輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所
- 三 疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第九号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権の内容
- 四 疑義貨物（法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示又は商品の形態（不正競争防止法第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に規定する商品等表示又は商品の形態であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容
- 五 認定手続を執る理由

六 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

七 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）

び当該疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。））に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の八第一項第九号又は第十号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他認定手続において使用する証拠を法第六十九条の九第五項の認定の基礎とする場合には、当該認定手続に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者、育成者権者若しくは不正競争差止請求権者（次項及び第四項第二号において「権利者」という。）又は輸入者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第六十九条の九第一項及び第二項の規定による権利者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 同上
- 二 同上
- 三 疑義貨物（法第六十九条の八第一項第九号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権の内容
- 四 疑義貨物（法第六十九条の八第一項第十号に掲げる貨物に係る認定手続に係るものに限る。）に係る商品等表示又は商品の形態（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで（定義）に規定する商品等表示又は商品の形態であつて、不正競争差止請求権者に係るものをいう。次条第二号において同じ。）の内容
- 五 同上

六 疑義貨物が法第六十九条の八第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

七 法第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の

の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

八 その他参考となるべき事項

4 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による輸入者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 疑義貨物の品名及び数量並びにその輸入申告の年月日（疑義貨物が郵便物の場合にあっては、法第七十六条第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による通知がされた年月日）

二 権利者の氏名又は名称及び住所

三 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限

四 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨

五 法第六十九条の十三第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者（法第三十六条第二項、第四十条第一項（法第四十九条において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六 前項第三号から第五号まで及び第八号に掲げる事項

5 法第六十九条の十二第三項の規定による通知は、書面で行わなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る申立て手続）

規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、前号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

八 同上

4 法第六十九条の九第一項及び第二項の規定による輸入者に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 同上

二 同上

三 疑義貨物が法第六十九条の八第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨並びにその期限

四 疑義貨物が法第六十九条の八第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当すると認定されたときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物が没収されて廃棄されることがある旨

五 法第六十九条の十第一項の規定による申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執られるときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者（法第三十六条第二項、第四十条第一項（法第四十九条において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は、第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六 同上

5 法第六十九条の九第三項の規定による通知は、書面で行わなければならない。

（輸入してはならない貨物に係る申立て手続）

<p>第六十二条の十七 法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（第三号及び第四号において「権利」と総称する。）の内容（法第六十九条の十一第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）</p> <p>二 商品等表示又は商品の形態の内容（法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）</p> <p>三 自己の権利又は営業上の利益（法第六十九条の十一第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号において同じ。）を侵害すると認める貨物の品名</p> <p>四 前号の貨物が自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める理由</p> <p>五 法第六十九条の十三第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）</p> <p>六 その他参考となるべき事項</p> <p>（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）</p> <p>第六十二条の十八 法第六十九条の十三第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行うおとする者は、第六十二条の十六第三項第六号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。</p> <p>（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求めの手続）</p> <p>第六十二条の十九 税関長は、法第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨</p>	<p>第六十二条の十二 法第六十九条の十一第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申立書に、同項に規定する証拠を添えて、税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権（第三号及び第四号において「権利」という。）の内容（法第六十九条の八第一項第九号（輸入してはならない貨物）に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）</p> <p>二 商品等表示又は商品の形態の内容（法第六十九条の八第一項第十号に掲げる貨物に係る申立てをしようとする場合に限る。）</p> <p>三 自己の権利又は営業上の利益（法第六十九条の八第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為により侵害される営業上の利益をいう。次号において同じ。）を侵害すると認める貨物の品名</p> <p>四 同上</p> <p>五 法第六十九条の十第三項に規定する申立てが効力を有する期間として希望する期間（二年以内に限る。）</p> <p>六 同上</p> <p>（輸入してはならない貨物に係る点検の機会の付与）</p> <p>第六十二条の十三 法第六十九条の十第四項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による点検を行うおとする者は、第六十二条の十一第三項第六号又は第四項第三号の期限内に、点検を行うことを申請する旨を記載した書面に、同条第三項又は第四項の通知に係る書面の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。</p> <p>（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求めの手続）</p> <p>第六十二条の十四 税関長は、法第六十九条の十一（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨</p>
--	---

及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

(輸入してはならない貨物に係る税関長の命令により供託した場合の手続)

第六十二条の二十 法第六十九条の第十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをした者で法第六十九条の第十五第一項又は第二項(輸入差止申立てに係る供託等)の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの(次条において「供託をすべき申立人」という。)は、当該供託(法第六十九条の第十五第三項の規定による有価証券の供託を含む。)をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。

2 税関長は、前項の規定による供託書の正本の提出があつたときは、遅滞なく、その旨を記載した書面及び当該供託書の正本の写しをその供託の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等)

第六十二条の二十一 供託をすべき申立人は、法第六十九条の第十五第五項(輸入差止申立てに係る供託等)の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの(第一号及び第三項において単に「金融機関」という。)を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の第十五第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸入者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸入者に支払うものであること。

及び理由を記載した書面に、当該申立てに係る貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

(輸入してはならない貨物に係る税関長の命令により供託した場合の手続)

第六十二条の十五 法第六十九条の第十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをした者で法第六十九条の第十二第一項又は第二項(輸入差止申立てに係る供託等)の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたもの(次条において「供託をすべき申立人」という。)は、当該供託(法第六十九条の第十二第三項の規定による有価証券の供託を含む。)をしたときは、遅滞なく、その供託書の正本を税関長に提出しなければならない。

2 同上

(輸入してはならない貨物に係る供託に代わる契約の内容等)

第六十二条の十六 供託をすべき申立人は、法第六十九条の第十二第五項(輸入差止申立てに係る供託等)の契約を締結する場合には、本邦にある銀行、信用金庫、保険会社その他の金融機関で税関長の承認を受けたもの(第一号及び第三項において単に「金融機関」という。)を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一 金融機関は、供託をすべき申立人のために、税関長が当該供託をすべき申立人に供託することを命じた金銭の額を限度として、当該供託をすべき申立人に対する法第六十九条の第十二第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者が当該金融機関に対して金銭の支払を請求する権利を有することを確認するものとして当該輸入者の申請により税関長が交付する書面に表示された額の金銭を当該輸入者に支払うものであること。

<p>二 税関長の承認を受けて解除した時に契約の効力が消滅するものであること。</p> <p>三 税関長の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。</p>	<p>二 同上</p> <p>三 同上</p>
<p>2 供託をすべき申立人は、<u>法第六十九条の第十五第五項の契約を締結したとき</u>（税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。）は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。</p>	<p>2 供託をすべき申立人は、<u>法第六十九条の第十二第五項の契約を締結したとき</u>（税関長の承認を受けて当該契約の内容を変更した場合を含む。）は、その旨を記載した書面に、契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。</p>
<p>3 税関長は、前項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつたときは、遅滞なく、その旨並びに同項の契約の相手方である金融機関の名称及び所在地並びに当該契約に係る契約金額を記載した書面を当該契約の締結の原因となつた貨物を輸入しようとする者に交付しなければならない。</p>	<p>3 同上</p>
<p>4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する<u>法第六十九条の第十五第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは</u>、当該申請をした輸入者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。</p>	<p>4 税関長は、第二項の規定による書面及び契約書の写しの提出があつた場合において、同項の契約を締結した供託をすべき申立人に対する<u>法第六十九条の第十二第一項に規定する損害に係る賠償請求権を有する輸入者から当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額の確認の申請があり、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申請を理由があると認めるときは</u>、当該申請をした輸入者に対し、当該賠償請求権を有すること及び当該賠償請求権の額を確認する書面を交付しなければならない。</p>
<p>（輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続）</p> <p><u>第六十二条の二十二 法第六十九条の第十五第六項（輸入差止申立てに係る供託等）に規定する権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する輸入者は</u>、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。</p>	<p>（輸入してはならない貨物に係る権利の実行の手続）</p> <p><u>第六十二条の十七 法第六十九条の第十二第六項（輸入差止申立てに係る供託等）に規定する権利（以下この条において単に「権利」という。）を有する輸入者は</u>、税関長に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。</p>
<p>2 税関長は、前項の申立てがあつた場合において、判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するものにより当該申立てを理由があると認めるときは、当該申立てをした輸入者に対し、権利を有することを確認する書面を交付しなければならない。</p>	<p>2 同上</p>
<p>3 税関長は、有価証券が供託されている場合において、権利の実行に必要な</p>	<p>3 同上</p>

<p>ときは、当該有価証券を換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、権利の実行に關し必要な事項は、法務省令・財務省令で定める。</p>	<p>4 同上</p>
<p>(輸入してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)</p> <p>第六十二条の二十三 法第六十九条の十五第八項第四号(輸入差止申立てに係る供託等)の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けた旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第六十九条の十五第八項第五号の承認を受けようとする者は、現に供託されている供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けた旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。</p> <p>(見本の検査をすることの承認の申請手続等)</p> <p>第六十二条の二十四 法第六十九条の十六第一項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、第六十二条の十六第三項の通知に係る書面の写しを添えて、税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 当該見本に係る疑義貨物について、第六十二条の十六第一項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由</p> <p>二 当該見本の数量</p> <p>三 当該見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法</p> <p>四 当該見本の検査をする前又は検査をした後において前号に規定する場所と異なる場所に当該見本を保管する場合には、その場所及び当該保管の方法</p>	<p>(輸入してはならない貨物に係る供託された金銭等の取戻しに係る承認申請手続)</p> <p>第六十二条の十八 法第六十九条の十二第八項第四号(輸入差止申立てに係る供託等)の承認を受けようとする者は、同号の承認を受けた旨を記載した書面に、同条第五項の契約に係る契約書の写しを添付して、税関長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第六十九条の十二第八項第五号の承認を受けようとする者は、現に供託されている供託物に代わる他の供託物を供託した上、同号の承認を受けた旨及びその事由を記載した書面に、当該他の供託物に係る供託書の正本を添付して、税関長に提出しなければならない。</p> <p>(見本の検査をすることの承認の申請手続等)</p> <p>第六十二条の十九 法第六十九条の十三第一項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、第六十二条の十一第三項の通知に係る書面の写しを添えて、税関長に提出しなければならない。</p> <p>一 当該見本に係る疑義貨物について、第六十二条の十一第一項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由</p> <p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>四 同上</p>

五 当該見本を運送する場合には、当該運送の方法

六 その他参考となるべき事項

2 税関長は、法第六十九条の十六第一項の申請があつた場合において、同項後段の規定により当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に当該申請があつたことを通知するときは、併せて、当該輸入者が当該申請について税関長に意見を述べることができる旨を通知するものとする。

3 税関長は、法第六十九条の十六第一項の申請があつた場合において、その申請につき承認しないこととしたときは、申請者及び輸入者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 税関長は、輸入者に対し、法第六十九条の十六第三項の規定による通知をする場合には、同項に規定する見本の検査をすることを承認する旨並びに当該見本の検査がされる場所及び日時を書面により通知しなければならない。

5 法第六十九条の十六第四項の規定により同項の申請者が負担すべき費用は、当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いに要する費用（見本を返還するために要する費用を含む。）とする。

（税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用）

第六十二条の二十五 第六十二条の二十一の規定は法第六十九条の十六第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による申請をしようとする者で同条第五項において準用する法第六十九条の十五第一項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の二十二の規定は法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十五第六項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の二十三第一項の規定は法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十五第八項第四号の承認を受けようとする者について、第六十二条の二十三第二項の規定は法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十

五 同上

六 同上

2 税関長は、法第六十九条の十三第一項の申請があつた場合において、同項後段の規定により当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に当該申請があつたことを通知するときは、併せて、当該輸入者が当該申請について税関長に意見を述べることができる旨を通知するものとする。

3 税関長は、法第六十九条の十三第一項の申請があつた場合において、その申請につき承認しないこととしたときは、申請者及び輸入者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4 税関長は、輸入者に対し、法第六十九条の十三第三項の規定による通知をする場合には、同項に規定する見本の検査をすることを承認する旨並びに当該見本の検査がされる場所及び日時を書面により通知しなければならない。

5 法第六十九条の十三第四項の規定により同項の申請者が負担すべき費用は、当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いに要する費用（見本を返還するために要する費用を含む。）とする。

（税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用）

第六十二条の二十 第六十二条の十五及び第六十二条の十六の規定は法第六十九条の十三第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による申請をしようとする者で同条第五項において準用する法第六十九条の十二第一項（輸入差止申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の十七の規定は法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第六項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の十八第一項の規定は法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第八項第四号の承認を受けようとする者について、第六十二条の十八第二項の規定は法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第八項第

五第八項第五号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の二十第一項並びに第六十二条の二十一第一項、第二項及び第四項	申立人	申請者
第六十二条の二十第一項	法第六十九条の十五第三項	法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十五第三項
第六十二条の二十一第一項及び第二項	法第六十九条の十五第五項	法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十五第五項
第六十二条の二十三第一項	同条第五項	法第六十九条の十六第五項において準用する法第六十九条の十五第五項

(見本の検査への立会申請手続)

第六十二条の二十六 法第六十九条の十六第六項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の規定による申請をしようとする者は、第六十二条の二十四第四項の規定により通知された当該見本の検査がされる日前に、その旨並びに立会人の氏名及び住所その他参考となるべき事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出を受けた税関長は、法第六十九条

五号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の十五第一項並びに第六十二条の十六第一項、第二項及び第四項	申立人	申請者
第六十二条の十五第一項	法第六十九条の十二第三項	法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第三項
第六十二条の十六第一項及び第二項	法第六十九条の十二第五項	法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第五項
第六十二条の十八第一項	同条第五項	法第六十九条の十三第五項において準用する法第六十九条の十二第五項

(見本の検査への立会申請手続)

第六十二条の二十一 法第六十九条の十三第六項(申請者による疑義貨物に係る見本の検査)の規定による申請をしようとする者は、第六十二条の十九第四項の規定により通知された当該見本の検査がされる日前に、その旨並びに立会人の氏名及び住所その他参考となるべき事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出を受けた税関長は、法第六十九条の

の十六第一項の申請をした者に対し、当該立会人の氏名その他参考となるべき事項を通知するものとする。

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)

第六十二条の二十七 法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定による求め(以下この条及び次条第一項において「意見照会請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が同項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

- 一 法第六十九条の十七第一項に規定する通知日
- 二 法第六十九条の十七第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨
- 三 意見照会請求をする旨及びその理由
- 四 その他参考となるべき事項

(輸入してはならない貨物に係る特許庁長官への意見の求めの手續)

第六十二条の二十八 税関長は、法第六十九条の十七第二項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、

十三第一項の申請をした者に対し、当該立会人の氏名その他参考となるべき事項を通知するものとする。

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)

第六十二条の二十二 法第六十九条の十四第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定による求め(以下この条及び次条第一項において「意見照会請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十四第一項に規定する特許権者等である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が同項に規定する輸入者である場合にあつては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。

- 一 法第六十九条の十四第一項に規定する通知日
- 二 法第六十九条の十四第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨
- 三 同上
- 四 同上

(輸入してはならない貨物に係る特許庁長官への意見の求めの手續)

第六十二条の二十三 税関長は、法第六十九条の十四第二項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨を記載した書面及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面に、前条の規定により提出された書面の写し及び同条に規定する資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、

特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の第十七第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の第十七第一項に規定する輸入者である場合 当該輸入者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 税関長は、法第六十九条の第十七第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと史料する物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

3 税関長は、法第六十九条の第十七第二項又は第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸入者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求めの手續等)

第六十二条の二十九 税関長は、法第六十九条の第十八第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣

特許庁長官に提出しなければならない。

一 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の第十四第一項に規定する特許権者等である場合 当該特許権者等が当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

二 意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の第十四第一項に規定する輸入者である場合 当該輸入者が当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物又は方法の具体的態様であつて税関長が特定したものを記載した書面

2 税関長は、法第六十九条の第十四第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求めるときは、その旨及び理由並びに当該意見の求めに係る同条第一項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権又は意匠権の侵害の行為を組成したものと史料する物又は方法の具体的態様であつて自ら特定したものを記載した書面に、当該具体的態様を明らかにする資料その他の特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、特許庁長官に提出しなければならない。

3 税関長は、法第六十九条の第十四第二項又は第九項の規定により特許庁長官に対し意見を求める前に、その求めに係る同条第一項に規定する特許権者等及び輸入者に対し、前二項に規定する資料について意見を述べる機会を与えなければならない。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求めの手續等)

第六十二条の二十四 税関長は、法第六十九条の第十五第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め)の規定により農林水産大臣又は経済産業大臣に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣

又は経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、農林水産大臣又は経済産業大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、法第六十九条の第十八第二項の規定により意見を述べるため必要な場合には、同条第三項に規定する育成者権者若しくは不正競争差止請求権者、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者その他の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。この場合において、必要な手続その他の事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求めの手続)
続)

第六十二条の三十 税関長は、法第六十九条の十九(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求めの手続)

第六十二条の三十一 法第六十九条の二十第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求め(第四号において「認定手続取りやめ請求」という。)をしよつとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 法第六十九条の二十第二項の規定により通知を受けた法第六十九条の第十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)に規定する通知日

二 法第六十九条の十七第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 法第六十九条の十七第六項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受

又は経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、農林水産大臣又は経済産業大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣又は経済産業大臣は、法第六十九条の第十五第二項の規定により意見を述べるため必要な場合には、同条第三項に規定する育成者権者若しくは不正競争差止請求権者、当該認定手続に係る貨物を輸入しようとする者その他の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。この場合において、必要な手続その他の事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求めの手続)
続)

第六十二条の二十五 税関長は、法第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、専門委員に送付するものとする。

(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求めの手続)

第六十二条の二十六 法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求め(第四号において「認定手続取りやめ請求」という。)をしよつとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一 法第六十九条の十七第二項の規定により通知を受けた法第六十九条の第十四第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)に規定する通知日

二 法第六十九条の十四第一項の規定により同項に規定する十日経過日までの期間を延長する旨の通知を受けたときは、その旨

三 法第六十九条の第十四第六項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受

けた日

- 四 認定手続取りやめ請求をする旨
- 五 その他参考となるべき事項

(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)

第六十二条の三十二 第六十二条の二十及び第六十二条の二十一の規定は法第六十二条の二十第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求めをしようとする者で同条第三項の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の二十二の規定は法第六十二条の二十第七項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の二十三第一項の規定は法第六十九条の二十第九項第二号の承認を受けようとする者について、第六十二条の二十三第二項の規定は法第六十九条の二十第九項第三号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の二十第一項並びに第六十二条の二十一第一項、第二項及び第四項	申立人	請求者
第六十二条の二十第一項	法第六十九条の十五第三項	法第六十九条の二十四項
第六十二条の二十第二項	を輸入しようとする者	に係る法第六十九条の十三第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをした特許権者等(法第六十九

けた日

- 四 同上
- 五 同上

(税関長の命令により供託した場合の手続等についての規定の準用)

第六十二条の二十七 第六十二条の十五及び第六十二条の十六の規定は法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等)の規定による求めをしようとする者で同条第三項の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十二条の十七の規定は法第六十九条の十七第七項に規定する権利の実行の手続について、第六十二条の十八第一項の規定は法第六十九条の十七第九項第二号の承認を受けようとする者について、第六十二条の十八第二項の規定は法第六十九条の十七第九項第三号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十二条の十五第一項並びに第六十二条の十六第一項、第二項及び第四項	申立人	請求者
第六十二条の十五第一項	法第六十九条の十二第三項	法第六十九条の十七第四項
第六十二条の十五第二項	を輸入しようとする者	に係る法第六十九条の第十第一項(輸入してはならない貨物に係る申立て手続等)の規定による申立てをした特許権者等(法第六十九

			<p>条の十七第一項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）に規定する特許権者等をいう。次条及び第六十二条の二十二において同じ。）</p>
第六十二条の二十一第一項及び第二項	法第六十九条の十五第五項		
第六十二条の二十一第一項第一号及び第四項	法第六十九条の十五第一項		
第六十二条の二十一第一項第一号及び第四項並びに第六十二条の二十二第一項及び第二項	輸入者	特許権者等	
第六十二条の二十一第三項	を輸入しようとする者	に係る法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした特許権者等	
第六十二条の二十三第一項	同条第五項	法第六十九条の二十第六項	

（専門委員）

第六十二条の三十三 税関長は、法第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の九（輸出してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）、第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）又は第六十九条の十九（輸入してはならない貨物

			<p>の十四第一項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）に規定する特許権者等をいう。次条及び第六十二条の十七において同じ。）</p>
第六十二条の十六第一項及び第二項	法第六十九条の十二第五項		
第六十二条の十六第一項第一号及び第四項	法第六十九条の十二第一項		
第六十二条の十六第一項第一号及び第四項並びに第六十二条の十七第一項及び第二項	輸入者	特許権者等	
第六十二条の十六第三項	を輸入しようとする者	に係る法第六十九条の十第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による申立てをした特許権者等	
第六十二条の十八第一項	同条第五項	法第六十九条の十七第六項	

（専門委員）

第六十二条の二十八 税関長は、法第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十一（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）又は第六十九条の十六（輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め）の規定により専門委員を委嘱するときは、期

に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定により専門委員を委嘱するときは、期間を定めて行うものとする。

間を定めて行うものとする。

(内国消費税の同時納付を要しない場合)

(内国消費税の同時納付を要しない場合)

第六十二条の三十四 法第七十二条(関税等の納付と輸入の許可)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

第六十二条の二十九 同上

一 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の規定又は同法第一条(趣旨)に規定する消費税法等の規定により内国消費税が免除される場合

一同上

二 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第二項(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)に規定する特例納税申告書に係る指定貨物が輸入される場合(法第七条の八第一項(担保の提供)の規定による担保が提供されていない場合及び前号又は第四号に該当する場合を除く。)

二同上

三 酒税法(昭和二十八年法律第六号)第六条の二(保税地域に該当する製造場

三同上

()の規定により同法の適用上酒類の製造場とみなされる保税地域から同法第二条第一項(酒類の定義及び種類)に規定する酒類を引き取る場合

四同上

四 法第五十八条の二(保税作業による製品に係る納税申告等の特例)(法第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合

五同上

五 石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第十五条第一項(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)の承認を受けている者が同項に規定する原油等を引き取る場合

(外国貨物の積戻しの手続)

(外国貨物の積戻しの手続)

第六十五条 法第七十五条(外国貨物の積戻し)に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の二第一項、第二項及び第四項、第六十条第一項及び第三項並びに第六十二条から第六十二条の十五までの規定を準用する。この場合において、第六十二条の二第四項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは、「法第三

第六十五条 法第七十五条(外国貨物の積戻し)に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の二第一項、第二項及び第四項、第六十条第一項及び第三項並びに第六十二条から第六十二条の十までの規定を準用する。この場合において、第六十二条の二第四項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは、「法第三

十六条第二項、第四十条第一項」と、「含む。」とあるのは「含む。」、第六十二条の第二第三項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

(税関長の権限の委任)

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の第二第二項(納期限の延長)の規定、法第十一条(関税の徴収)の規定及び特例申告に係る指定貨物についての法第二章(関税の確定、納付、徴収及び還付)の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定に基づく税関長の権限(専門委員の委嘱に係るものに限る。)については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限(次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。) 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の第二第一項(申告の特例)(承認及び指定に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。)、第七条の六(指定の申請)、第七条の七(指定の取消し等)、第七条の十(申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)及び第七条の十二(承認の取消し)の規定、法第三十七条第一項及び第二項(指定保税地域の指定又は取消し)の規定(同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。)、法第三十八条(指定保税地域の処分等)の規定、法第四十一条の二(外国貨物の搬入停止等)の規定、法第四十二条(保税蔵置場の許可)の規定、法第四十七条(許可の失効)(法第六十二条(保税蔵置場)についての規定の準用)、第六十二条の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)及び第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定、法第四十八条(許可の取消し等)(法第六十二

六条第二項、第四十条第一項」と、「含む。」とあるのは「含む。」、第六十二条の第二第三項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

(税関長の権限の委任)

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の第二第二項(納期限の延長)の規定、法第十一条(関税の徴収)の規定及び特例申告に係る指定貨物についての法第二章(関税の確定、納付、徴収及び還付)の規定に基づく税関長の権限並びに法第六十九条の十六(輸入してはならない貨物に係る認定手続における専門委員への意見の求め)の規定に基づく税関長の権限(専門委員の委嘱に係るものに限る。)については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限(次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。) 当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の第二第一項(申告の特例)(承認及び指定に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。)、第七条の六(指定の申請)、第七条の七(指定の取消し等)、第七条の十(申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)及び第七条の十二(承認の取消し)の規定、法第三十七条第一項及び第二項(指定保税地域の指定又は取消し)の規定(同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。)、法第三十八条(指定保税地域の処分等)の規定、法第四十一条の二(外国貨物の搬入停止等)の規定、法第四十二条(保税蔵置場の許可)の規定、法第四十七条(許可の失効)(法第六十二条(保税蔵置場)についての規定の準用)、第六十二条の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)及び第六十二条の十五(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)において準用する場合を含む。)の規定、法第四十八条(許可の取消し等)(法第六十二

条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）、の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三（許可の承継）についての規定の準用）、第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）、の規定、法第五十六条（保税工場の許可）及び第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）及び第六十七条の九（承認の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）、（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十三（第四項を除く。）、（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十四（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第一百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定

口 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中異議申立てに係る規定

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の六、第七条の七、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の七、第六十七条の九、第六十九条の四（第四項を除く。）、第六十九条の五、第六十九条の十三（第四項を除く。）及び第六十九条の十四を除く。）、の規定

ロ 法第四十三条の三（外国貨物を置くことの承認）（法第六十二条において準用する場合を含む。）、の規定、法第六十二条の三（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定、法第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の

条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）、の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三（許可の承継）についての規定の準用）、第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）、の規定、法第五十六条（保税工場の許可）及び第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定、法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定、法第六十七条の三第一項（輸出申告の特例）（承認に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。）、第六十七条の七（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出）及び第六十七条の九（承認の取消し）の規定、法第六十九条の四（第四項を除く。）、（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）、第六十九条の五（輸出差止申立てにおける専門委員への意見の求め）、第六十九条の十（第四項を除く。）、（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）及び第六十九条の十一（輸入差止申立てにおける専門委員への意見の求め）の規定並びに法第一百一条第五項（手数料の軽減又は免除）の規定

口 同上

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（法第七条の二第一項、第七条の六、第七条の七、第七条の十及び第七条の十二を除く。）、法第五章（運送）及び法第六章（通関）（法第六十七条の三第一項、第六十七条の七、第六十七条の九、第六十九条の四（第四項を除く。）、第六十九条の五、第六十九条の十（第四項を除く。）及び第六十九条の十一を除く。）、の規定

ロ 同上

<p>制限等）及び第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（これらの規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第六十二条の六（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定、法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の規定並びに法第九十八条（臨時開庁）の規定</p>	<p>八 同上</p>
<p>八 法以外の関税に関する法令の規定中関税の賦課及び徴収並びに法第六章の規定による手続の際にされる処分に係る規定</p>	<p>八 同上</p>
<p>2 税関長は、必要があると認めるときは、前項第一号イ及びロに掲げる規定以外の規定に基づき権限で同項第二号に掲げる権限以外のもの（同項第一号の規定により同号に掲げる税関支署の長に委任されるものを含む。）の全部若しくは一部を同項第二号に掲げる税関支署の長に委任し、又は同号の規定により当該税関支署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。</p>	<p>2 同上</p>
<p>3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（同条約第十五条Ⅲ及び第二十三条Ⅱの規定により日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第一条（b）に規定する標本をいう。）に該当する貨物に係る次に掲げる規定に基づき税関長の権限については、財務大臣が指定する税関支署の長を除き、委任されないものとする。</p>	<p>3 同上</p>
<p>一 法第二章第二節（申告納税方式による関税の確定）の規定及び法第八条（賦課決定）の規定（法第六条の二第一項第二号イ（税額の確定の方式）に掲げる関税の賦課に関する部分に限る。）</p>	<p>一 同上</p>
<p>二 法第四十三条の三（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定及び法第六十二条の十の規定</p>	<p>二 同上</p>
<p>三 法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定（輸入貨物に係る部分に限る。）</p>	<p>三 同上</p>
<p>4 税関長は、第一項第二号に掲げる税関支署の管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は第二項の規定により税関支署の長に権限を委任し、若しくは委任され</p>	<p>4 同上</p>

<p>る権限の範囲を制限したときは、これらの内容を公告しなければならない。</p> <p>5 第一項ただし書の規定により法第十一条の規定に基づく関税の徴収の権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨をその関税の納税義務者に通知するものとする。</p>	<p>5 同上</p>
---	-------------

改正案	現行
<p>関税込率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条関係）</p> <p>（国等以外の者が経営する施設の指定）</p> <p>第十七条 法第十五条第一項第一号（標本、参考品等の特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者（以下「国等以外の者」という。）が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園で私立のもの、同法第九十八条第一項（従前の学校）に規定する学校で私立のもの、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（第二条第一項（定義）に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項（名称の特例）に規定する公立大学法人が設置する大学並びに独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）（第二条（名称）に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校</p> <p>二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（第三条第一項又は第二項（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）の規定による認定を受けた施設で私立のもの（前号に掲げるものに該当するものを除く。）</p> <p>三 学校教育法第八十二条の二（専修学校）又は第八十三条第一項（各種学校）に規定する専修学校又は各種学校で私立のもののうち財務大臣が指定したもの</p> <p>四 国立大学法人法第二条第三項（定義）に規定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関</p> <p>五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（第二条第二項（定義）に規定</p>	<p>関税込率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条関係）</p> <p>（国等以外の者が経営する施設の指定）</p> <p>第十七条 法第十五条第一項第一号（標本、参考品等の特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者（以下「国等以外の者」という。）が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 同上</p>
<p>二 同上</p>	<p>二 同上</p>
<p>三 同上</p>	<p>三 同上</p>
<p>四 同上</p>	<p>四 同上</p>

する私立博物館並びに独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第十二条第一号（業務の範囲）に規定する博物館、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）第十一条第一号（業務の範囲）に規定する美術館及び独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第七十八号）第十一条第一項第一号（業務の範囲）に規定する博物館

六| 国等以外の者が経営する博物館（前号に掲げるものを除く。）、物品陳列所、研究所、試験所及びこれらに類する施設のうち財務大臣が指定したもの

（施設の指定の申請に係る手続）

第十八条 前条第三号の指定を受けようとする私立の専修学校又は各種学校の校長は、学校の目的、名称、位置、設立の年月日、学則、生徒の定員、設備、経費及び維持の方法を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

2 前条第六号の指定を受けようとする施設の管理者は、施設の目的、名称、位置、設立の年月日、規則又は規約、設備、経費及び維持の方法を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

3 前二項の申請書は、その申請をしようとする施設の所在地を所轄する税関長を経由して提出しなければならない。

4 前条第三号又は第六号の指定を受けた学校又は施設の校長又は管理者は、当該学校又は施設の目的、名称、位置若しくは維持の方法に変更があつたときは、直ちにその旨を記載した届出書を前項の税関長を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（児童福祉施設の指定）

第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に

五| 同上

（施設の指定の申請に係る手続）

第十八条 前条第二号の指定を受けようとする私立の専修学校又は各種学校の校長は、学校の目的、名称、位置、設立の年月日、学則、生徒の定員、設備、経費及び維持の方法を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

2 前条第五号の指定を受けようとする施設の管理者は、施設の目的、名称、位置、設立の年月日、規則又は規約、設備、経費及び維持の方法を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

3 同上

4 前条第二号又は第五号の指定を受けた学校又は施設の校長又は管理者は、当該学校又は施設の目的、名称、位置若しくは維持の方法に変更があつたときは、直ちにその旨を記載した届出書を前項の税関長を経由して財務大臣に提出しなければならない。

（児童福祉施設の指定）

第六十五条 法の別表第〇四〇二・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める児童福祉施設は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除き、母子生活支援施設にあつては保育施設を有するもの、児童厚生施設にあつては保育施設を有する児童館に

限る。）、同法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設、同法第二十四条第一項ただし書の規定を実施するため市町村長が設置するへき地保育所及び同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第二項の規定による認定を受けた施設とする。

限る。）、同法第十二条の四の規定に基づき都道府県が児童相談所に設置する児童一時保護施設及び同法第二十四条第一項ただし書の規定を実施するため市町村長が設置するへき地保育所とする。

改正案

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第三条関係）

別表第二（第一条、第四条、第十一条関係）

一	ダイヤモンド（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	貨物	地域
二	削除		
三	削除		
四	削除		
五	削除		
六	削除		
七	削除		
八	削除		
九	削除		
一〇	削除		
一一	削除		
一二	削除		
一三	削除		
一四	削除		
一五	削除		
一六	削除		
一七	削除		
一八	削除		
一九	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第一条第一項に規定する血液製剤		全地域

現行

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第三条関係）

別表第二（第一条、第四条、第十一条関係）

一	同上	貨物	地域
二	同上		同上
三	同上		
四	同上		
五	同上		
六	同上		
七	同上		
八	同上		
九	同上		
一〇	同上		
一一	同上		
一二	同上		
一三	同上		
一四	同上		
一五	同上		
一六	同上		
一七	同上		
一八	同上		
一九	同上		同上

					二〇	核原料物質及び核燃料物質（使用済燃料）（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第二条第八項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）	全地域
					二二	次に掲げる物に係る廃棄物として経済産業大臣が告示で定めるもの (一) 核原料物質又は核燃料物質によつて汚染された物 (二) 使用済燃料から分離された物及びこれによつて汚染された物 (三) 放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）並びにこれらによつて汚染された物（一）及び（二）に掲げるものを除く。）	全地域
					二二の二	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの	全地域
					二二の三	麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又は向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの	全地域
					二三	削除	
					二三	削除	
					二四	削除	
					二五	船舶（ろかい又は帆のみをもつて運転するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの イ 漁ろう設備を有するもの ロ 漁獲物を原材料とする製品の製造設備を有するもの ハ 漁獲物の保蔵の設備を有するもの（漁場において漁獲物	全地域

					二〇	同上	同上
					二二	同上	同上
					二二の二	同上	同上
					二二の三	同上	同上
					二三	同上	
					二三	同上	
					二四	同上	
					二五	同上	同上
					イ	同上	
					ロ	同上	
					ハ	同上	

															を積み込むことができる設備を有するものに限り。	
																二六 削除
																二七 削除
																二八 ふすま、米ぬか、麦ぬか、魚粉及び魚かす
																二九 配合飼料
																三〇 はっかの種根及び苗並びにしいたけ種菌
																三一 からまつの種子
																三二 せん、かば及びびならの丸太（そま角及び最小横断面における丸みが三〇パーセント以上の製材を含む。）
																三三 うなぎの稚魚
																三四 冷凍のあさり、はまぐり及びいがい
																三五 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質
																三五の二
																(一) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等
																(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（一）に掲げるものを除く。）
																北の公
																六十度
																の線以
																海を除
																く。）
																全地域
																(一) 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づき同意の手續に關するロッテルダム条約附属書 上欄に掲げる化学物質
																(二) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条

の二第一項に規定する農薬（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

1 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに該当するものとして同条第三項の規定に基づきその登録の申請を却下された農薬

2 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において同法第六条の三第一項の規定に基づきその登録が取り消された農薬

3 農薬取締法第三条第一項第三号から第七号までのいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要がある場合において同法第九条第二項の規定に基づきその販売を禁止された農薬

(三) 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第三項に規定する特定毒物（一）に掲げるものを除く。）

(四) 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第一条第一項に規定する医薬品又は同条第二項に規定する医薬部外品に該当する殺虫剤（次のいずれかに該当するものに限る。）の成分である化学物質であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

1 薬事法第十四条第二項第三号口に該当するものとして同項の規定に基づきその承認が与えられなかつた医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤

2 薬事法第十四条第二項第三号口に該当するものとして同法第七十四条の二第一項の規定に基づきその

四〇	三九	三八	三七	三六	
他の貨物	偽造、変造又は模造の通貨、郵便切手及び収入印紙	かすみ網	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第二項に規定する希少野生動植物種（同条第五項に規定する特定国内希少野生動植物種を除き、同条第四項に規定する国際希少野生動植物種にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）別表第二の表一に掲げる種に限る。）の同法第六条第二項第三号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（四三の項の中欄に掲げるものを除く。）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I又は附属書IIに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、はく製、加工品その他のこれらの動物又は植物から派生した物（次の項及び四三の項の中欄に掲げるものを除き、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	承認が取り消された医薬品又は医薬部外品に該当する殺虫剤 （五） 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第二号から第八号まで及び第十一号に掲げる物（一）に掲げるものを除く。） （六） 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第二条第一項に規定する第一種特定化学物質（一）に掲げるものを除く。）
全地域	全地域	全地域	全地域	全地域	

四〇	三九	三八	三七	三六	
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	

四一	風俗を害するおそれがある書籍、図画、彫刻物その他の貨物	全地域
四二	麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬並びにこれらの用具、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）第一条に規定する大麻及びその用具、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第二号に規定するあへん及びその用具並びに同条第三号に規定するけしから並びに覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第一条第一項に規定する覚せい剤及びその用具並びに同条第五項に規定する覚せい剤原料	全地域
四三	国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別天然記念物、天然記念物及び重要美術品（特別天然記念物及び天然記念物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	全地域
四四	仕向国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは著作権を侵害すべき貨物又は原産地を誤認させるべき貨物であつて、経済産業大臣が指定するもの	全地域
四五	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の十二第一項に規定する認定手続が執られた貨物（同法第六十九条の十一第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同法第六十九条の十二第五項の規定により同法第六十九条の十一第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第六十九条の十五第十項又は第六十九条の二十第一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）	全地域

四一	同上	同上
四二	同上	同上
四三	同上	同上
四四	同上	同上
四五	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の九第一項に規定する認定手続が執られた貨物（同法第六十九条の八第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同法第六十九条の九第五項の規定により同法第六十九条の八第一項第九号又は第十号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第六十九条の十二第十項又は第六十九条の十七第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）	全地域

改正案

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第四条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
七二三・	乾燥した豆（さやを除いたものに 限るものとし、皮を除いてある かないか又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、ひよこ豆、 緑豆及びびら豆以外のもの	平成一八年一月一日から平成一九 年三月三十一日まで	七四、七 トン
一五・	とうもろこしのうちコーンス ターチの製造に使用するもの	平成一八年一月一日から平成一九 年三月三十一日まで	二、一八、 トン
九	とうもろこしのうち関税暫定 措置法施行令第三条に規定する ところにより飼料用に供するもの	平成一八年一月一日から平成一九 年三月三十一日まで	一四三、六 トン

現行

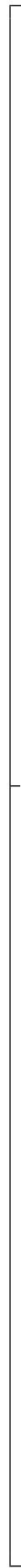
関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第四条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
七二三・	乾燥した豆（さやを除いたものに 限るものとし、皮を除いてある かないか又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、ひよこ豆、 緑豆及びびら豆以外のもの	平成一八年四月一日から同年九月三 日まで	四五、三 トン
一五・	とうもろこしのうちコーンス ターチの製造に使用するもの	平成一八年四月一日から同年九月三 日まで	二、二四一、 トン
九	とうもろこしのうち関税暫定 措置法施行令第三条に規定する ところにより飼料用に供するもの	平成一八年四月一日から同年九月三 日まで	一五七、六 トン

九	<p>が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）</p>	<p>とつもろこしのうちコーンフ レーク、エチルアルコール又 は蒸留酒の製造に使用するも の</p>	<p>とつもろこしのうちその他の もの</p>	平成一八年一月 一日から平成一九 年三月三十一日まで	三〇、二 トン
				平成一八年一月 一日から平成一九 年三月三十一日まで	七、七、九 トン
一一七・	<p>麦芽（いつてあるかないかを 問わない。）</p>			平成一八年一月 一日から平成一九 年三月三十一日まで	二五四、〇 トン
一一八・	<p>でん粉（小麦でん粉を除く。 ）及びイヌリン並びに穀粉、 ）</p>			平成一八年一月 一日から平成一九 年三月三十一日まで	八四、二 トン
一一八・	<p>品（米、小麦、ライ小麦、大 麦若しくは裸麦の粉、ひき割 りしたもの、ミール若しくは ペレット又はでん粉の一以上 を含有するもので、これらの 物品の含有量の合計が全重量 の八五%を超えるものに限る</p>				
一一八・	<p>ものとし、ケーキミックス及 び育児食用又は食餌療法用の ものを除く。）のうちでん粉 が最大の重量を占めるもの（ 小麦でん粉を含有するものを 除く。）</p>				

九	<p>が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）</p>	<p>とつもろこしのうちコーンフ レーク、エチルアルコール又 は蒸留酒の製造に使用するも の</p>	<p>とつもろこしのうちその他の もの</p>	平成一八年四月一 日から同年九月三 日まで	三一、五 トン
				平成一八年四月一 日から同年九月三 日まで	八、八、七 トン
一一七・	<p>麦芽（いつてあるかないかを 問わない。）</p>			平成一八年四月一 日から同年九月三 日まで	三二八、六 トン
一一八・	<p>でん粉（小麦でん粉を除く。 ）及びイヌリン並びに穀粉、 ）</p>			平成一八年四月一 日から同年九月三 日まで	八四、二 トン
一一八・	<p>品（米、小麦、ライ小麦、大 麦若しくは裸麦の粉、ひき割 りしたもの、ミール若しくは ペレット又はでん粉の一以上 を含有するもので、これらの 物品の含有量の合計が全重量 の八五%を超えるものに限る</p>				
一一八・	<p>ものとし、ケーキミックス及 び育児食用又は食餌療法用の ものを除く。）のうちでん粉 が最大の重量を占めるもの（ 小麦でん粉を含有するものを 除く。）</p>				



改正案	現行
<p>弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第五条関係）</p> <p>（認定手続に関する税関長に対する手続）</p> <p>第一条 弁理士法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の政令で定める手続は、次に掲げる手続とする。</p> <p>一 輸出してはならない貨物に係る次に掲げる手続であつて、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の三第一項に規定する特許権者等が行つもの</p> <p>イ 関税法第六十九条の三第一項に規定する認定手続に係る税関長の通知の受領</p> <p>ロ 関税法第六十九条の七第一項の規定による意見を聴くことのため</p> <p>ハ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十二条の二第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述</p> <p>ホ 輸入してはならない貨物に係る次に掲げる手続であつて、関税法第六十九条の十二第一項に規定する特許権者等が行つもの</p> <p>イ 関税法第六十九条の十二第一項に規定する認定手続に係る税関長の通知の受領</p> <p>ロ 関税法第六十九条の十七第一項の規定による意見を聴くことのため</p> <p>ハ 関税法施行令第六十二条の十六第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述</p> <p>ホ 関税法施行令第六十二条の二十八第三項の規定による意見の陳述</p>	<p>弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第五条関係）</p> <p>（認定手続に関する税関長に対する手続）</p> <p>第一条 弁理士法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の政令で定める手続は、次に掲げる手続（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の九第一項に規定する特許権者等が行つものに限る。）とする。</p> <p>一 関税法第六十九条の九第一項に規定する認定手続に係る税関長の通知の受領</p> <p>二 関税法第六十九条の十四第一項の規定による意見を聴くことのため</p> <p>三 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第六十二条の十一第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述</p> <p>四 関税法施行令第六十二条の十一第二項の規定による意見の陳述</p> <p>五 関税法施行令第六十二条の二十三第三項の規定による意見の陳述</p>

<p>保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（附則第二条関係）</p> <p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第三百五十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租</p>	<p>保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（附則第二条関係）</p> <p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第三百五十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租</p>
---	---

税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号八、漁船損害等補償法第十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶

税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号八、漁船損害等補償法第十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の十六第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二号第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の

の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十条第五項及び第五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百七十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号並びに第七十七条第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方

所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第三百十条第五項及び第五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百七十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号並びに第七十七条第二項第三号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号並びに第七十七条第二項第一号及び第三号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公

公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。